

令和8年3月24日

各国公私立大学長
各公私立短期大学長 殿
各国公私立高等専門学校長

就職問題懇談会座長
伊藤公平
(慶應義塾塾長)

「令和9年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者
に係る就職について（申合せ）」について

我が国の持続的な発展の基盤となる人材の育成のためには、未来を担う学生の学びの充実がなければなりません。今後の急速な人口減少や予測不可能な時代に向けて、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境が大学等にあり、それを社会全体で支えていくことが必要です。特に、学生の就職・採用活動に当たっては、大学等における専門教育を含めた学びの適切な評価とともに、その活動が学生の学業に支障をきたさないよう、企業等の理解・協力を得ながら、円滑に実施することが重要です。

このような考えの下、国公私立の大学、短期大学及び高等専門学校（以下、「大学等」という。）関係団体の代表で構成する就職問題懇談会では、「令和9年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下、「申合せ」という。）を別紙のとおり定めました。申合せでは、学校教育の充実と学生の学修環境を確保するとともに、学生が自己の能力や適性に応じて適切に職業を選択できるようにするため、各大学等が取り組む事項についてまとめています。

また、学生の学修環境を確保し、就職・採用活動が混乱なく実施されるようにするため、就職問題懇談会として各企業に御理解・御協力いただきたい事項を「令和9年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）」としてまとめ、政府要請と合わせて、経済団体等に対して要請しています。

加えて、就職問題懇談会として、就職・採用活動の在り方に関する今後の検討に向けた意見をとりまとめ、就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議幹事会（第9回）の場で、大学等の立場から考え方を説明したところであり、令和10年度以降の卒業・修了予定者の就職・採用活動については、経済界や大学等とが十分に議論を行い、見直しの検討を進めることになりました。

ついては、申合せの内容に御留意の上、各大学等におかれては、キャリア教育を含む学校教育の一層の充実と学生の学修環境が確保されるよう全教職員が連携・協力し、全学一丸となった対応をお願いします。

(別紙)

令和8年3月24日

就職問題懇談会

令和9年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について (申合せ)

大学、短期大学及び高等専門学校（以下、「大学等」という。）は、急速な人口減少や経済・社会構造が大きく変化している状況の中で、未来を担い拓く学生に高い学力と豊かな人間性を身につけさせた上で、社会に送り出す社会的使命を負っている。その責務を果たすためには、学校教育の一層の充実と学生の学修環境を確保することが不可欠である。

その理念の下、国公立の大学等で構成する就職問題懇談会は、就職・採用活動の早期化・長期化とともに、その在り方が多様化している中で、学生が学業等に専念しつつ、自己の能力や適性に応じて適切に職業を選択できるよう、就職・採用活動の在り方に関する今後の検討に向けた意見をとりまとめⁱ、政府に対し就職問題懇談会としての考えを伝え、令和7年12月に政府が公表した「2027年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」にも明記された。

令和9年度の卒業・修了予定者の就職・採用活動日程ルールは従前の通りであるが、令和10年度以降については、経済界や大学等と十分に議論を行い、見直しの検討を進めることが示された。このような流れも踏まえ、令和9年度の大学等卒業・修了予定者に係る就職・採用活動に関し各大学等が取り組む事項について下記のとおり申合せを定めた。

この申合せを行うに当たり、各大学等においては、全教職員が協力し、全学的にこれを実行するよう努めることが求められる。

記

1. 各大学等は、就職・採用選考活動に関する本申合せの大きな目的が、我が国の持続的な発展の基盤となる人材育成という視野に立ち、学生の学修時間の確保や留学などの多様な経験を得る機会の確保など、学生の学修環境の整備であることを再度認識する。その上で、各大学等は、学事暦に十分に配慮し、以下の就職・採用活動日程を遵守するとともに、企業等に対しても、その遵守を要請する。また、各大学等は、学生が卒業・修了年度に入るまでは学業等に集中できる環境を整備することに努める。一方で、企業等と連携したキャリア形成支援活動は重要であり、卒業・修了年度に入るまでに行う場合もあるが、就職・採用活動とは切り分けて実施する。

なお、海外留学や教育実習に取り組む学生にも考慮して、多様性に配慮した広報活動及び採用選考活動を実施すること、卒業・修了後であっても新卒採用に応募を可能とすることなどを企業等に要請する。

・ 広報活動開始ⁱⁱ : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降

(ここでいう広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報、新卒求人情報などを学生に対して広く発信していく活動を指す)

・採用選考活動開始ⁱⁱⁱ : 卒業・修了年度の6月1日以降

(専門活用型インターンシップ(実施期間2週間以上)に参加した学生の採用選考活動開始の例外については、従前のとおり)

・正式な内定日 : 卒業・修了年度の10月1日以降

2. 各大学等は、就職・採用活動に関し、学生に対して、関連情報の周知や情報提供に努めるとともに、個別の相談や指導等を行い、企業等に具体的な対応を要請する必要があるか確認するなど、きめ細かな支援を行う。
3. 各大学等は、採用選考において留学経験など意欲的な取組を含む学生の多様な学修成果や学業への取組状況、学業に取り組む過程で培われた汎用的な能力などを適切に評価するよう企業等に要請するとともに、学生が自らの学修成果等を企業等に対して容易に説明できるよう、企業等において適切な評価に資する情報・資料を、積極的に提供するように努める。
4. 各大学等は、インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の本来の趣旨に鑑み、その教育的効果を高めることに努める。特に、インターンシップの実施に当たって要件が定められていることを踏まえ、「企業説明会」等を「ワンデーインターンシップ」などと称して実施することがないように留意する。なお、一定の要件を満たしたインターンシップで取得した学生情報は、原則として広報活動・採用選考活動開始以降に使用できるが、それ以外は使用しないことを企業等に改めて要請する。
5. 各大学等は、学生が求人広告会社やその他就職支援サービス会社を利用するに当たって、新卒採用サービスの多様化に伴い、学生がその特徴を十分に理解した上で、業界・企業の十分な研究を通じて、適切な利用方法により、進路を検討するよう学生へ周知・指導する。なお、就職・採用活動の早期化を増長させないように、学内での案内にも十分に留意する。

各大学等における具体的取組

1. 学生の学びを重視した教育等の徹底

大学等の学期期間中は、学生が学業とキャンパス課外活動^{iv}に専念することが不可欠であることについて、企業等から真に理解を得るためには、各大学等において教育の質保証・向上を徹底し、学生自らが学修時間を確保し、学業に専念することを重視する教育環境を実現することが不可欠であり、例えば以下の取組が求められる。

- ✓ 個々の授業科目ごとではないカリキュラムを通じて身に付ける基礎的・汎用的な能力の育成に教育機関としての責任を持って取り組むこと。
- ✓ 学業の修得あるいは学位の取得に向けて学生が達成すべき能力及びその社会的価値を学生や社会に対して明らかにすること。
- ✓ 現行の単位制度の前提である授業時間以外の学修時間も含めた体系的なカリキュラムを構築し、学生の学修時間を確保した授業設計を行うとともに、学生に必要な学修量を明示すること。

- ✓ 学生に対する厳格な成績評価や卒業認定等を実施し、学生が密度の濃い主体的な学修を通じて、卒業認定・学位授与の方針に定める資質・能力を取得するとともに、それらの学修成果等を適切に把握・測定すること。
- ✓ 学生の職業観やキャリアオーナーシップを育むため、「学ぶ」と「働く」の接続を意識した授業等の工夫を図るとともに、企業等とも連携しつつ、低学年次から教育課程の内外でキャリア形成支援活動を実施すること。

2. 就職・採用活動の円滑な実施

(1) 就職・採用活動日程に関する留意事項

大学等は、就職・採用活動の日程及びそれに付随して実施される「企業説明会」、「学校推薦」、「正式内定開始日」について、以下の取扱いを遵守する。

① 「企業説明会」の取扱い

企業等が採用を目的として、事前に採用予定数や選考日程などの採用情報を広く学生に発信する「企業説明会」に対する会場提供や協力については、卒業・修了前年度3月1日以降とする。

② 学校推薦の取扱い

学校推薦は、卒業・修了年度の6月1日以降とする。

③ 正式内定に至るまで及び内定を受諾する際の対応

学生が正式内定に至るまで、複数の内々定を保有した状態を継続することは企業や他の学生にとって望ましい行動とは言えないため、大学等においては、希望先の企業を絞り込むことや辞退する場合は連絡することなど誠意ある対応を行うことを指導するとともに、9月30日以前の内々定は学生を拘束するものではない旨を周知徹底する。また、内定を受諾した後、入社直前になって辞退する事例も見られることから、学生側も節度ある行動をとるよう周知・指導する。

(2) 学生への周知・情報提供

① 就職・採用活動に関して注意すべき点の十分な周知

各大学等は、学生が混乱することのないよう、就職・採用活動の開始時期等について、その趣旨、早期化・長期化の実態やそれらが学生に与える影響を含めて、学生に対して十分に周知する。特に、採用選考活動が授業期間と重複するスケジュールであることを踏まえ、学生個々の学業と採用選考関係の日程が重複する場合には、企業等に日程の調整を相談することを周知・指導する。また、採用選考に係る面接等を無断で欠席することはあってはならないことであることは当然であるが、そのような事例が一部に生じているとの声が企業から寄せられているため、やむを得ず欠席する場合は必ず連絡を行うことを指導する。

② 留学や教育実習等を希望する学生への周知

各大学等は、留学や教育実習等を検討している学生に対して、企業等が様々な募集機会を設けることについて、積極的に検討するよう要請していること、そうした機会を設けている場合には、企業等が情報発信するよう求めていること等を周知・指導する。

(3) 学修成果等に関する情報の提供

各大学等は、学生の卒業・修了前年度までの学修成果や学業への取組姿勢、基礎的・汎用的な能力などを学生自らが企業等に対して容易に説明ができるよう、企業等にとって確認・閲覧しやすい形（例えば、学修ポートフォリオ^Vやディプロマ・サプリメント^{VI}等）で提供するなど、学修成果等の適切な評価に資する情報・資料の提供に取り組むよう努める。

(4) 相談体制の充実

就職活動中の学生には、企業等からなかなか内々定がもらえないといったことや、企業等の職員からのハラスメントなど、あってはならないことが過去に起こっていることから、ガイダンスなどを通じてあらかじめ学生に注意喚起するとともに、これらに学生が巻き込まれた場合に適切な対応ができるよう、既存の就職支援窓口の充実や学生支援担当者の意識啓発を進める。また、都道府県労働局など学外の相談機関に相談することも可能であることを学生にも周知する。

(5) 障害のある学生への対応

各大学等は、障害のある学生に対して、福祉的支援も含めた就職における多数の選択肢の存在や社会資源に関する情報を効果的に収集・提供するとともに、企業や学外機関と連携し、就職先の開拓や障害学生向け求人情報の提供などの募集及び採用に関する情報を積極的に提供する。また、スムーズな就職活動の実施につなげるため、障害学生支援の担当部署とキャリアセンター等が有機的に連携することが望まれる。

3. キャリア形成支援活動の実施

(1) 低学年次からの取組の実施

各大学等において、学生が就職・採用活動を始めるより前に、キャリア観の醸成や職業観の涵養が十分になされるよう、大学等での学びと働くことの関連性を意識した授業内容・方法の工夫・改善を図る。また、企業等とも連携しつつ、オープン・カンパニーやキャリア教育を中心としたキャリア形成支援活動を低学年次から実施することが考えられる。その際、大学等から企業等に対して学生情報を提供することは控えるとともに、実施において学生情報の提供が必要な場合であっても目的外の使用を行わないことを企業等に要請することが必要である。

(2) インターンシップ等に係る大学等の関与と学生への周知

インターンシップ等の実施に当たっては、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（いわゆる「三省合意」）を踏まえ、大学等の教育・学生のキャリア形成支援の一環として、各大学等が積極的に関与するとともに適切な実施を徹底する。

また、学生に対しては、インターンシップ等は原則として就職・採用活動そのものではないということを周知するとともに、実質的に就業体験を伴わず業務説明の場となっ

ているインターンシップと称するものへの参加を理由に授業等を欠席することは認めないことが望ましい。

(3) 企業等がインターンシップ等で取得した学生情報の取扱い

各大学等は、オープン・カンパニー及びキャリア教育で取得した学生情報については、採用活動に使用しないこと、企業等が一定の要件を満たしたインターンシップで取得した学生情報のみ、原則として採用活動開始以降（3月以降は広報活動、6月以降は採用選考活動）に使用できることを企業等に周知する。その際、企業等が一定の要件を満たしていないにもかかわらず「インターンシップ」と称したプログラムを実施し、取得した学生情報を採用活動に使用することがないように留意する。

4. その他の事項

(1) 求人広告会社やその他就職支援サービス会社の利用

各大学等は、学生が求人広告会社やその他就職支援サービス会社を利用した就職活動を行う際には、それらが本申合せを遵守したサービスであることを確認するとともに、大学等間で連携し情報共有することが考えられる。また、学生がそれぞれのサービスの特徴を十分に理解した上で利用することや、これらのサービス会社の意見の妥当性を確認するように指導し、学生が学業と就職活動を両立できる環境の確保に努める。なお、就職・採用選考活動の早期化を増長させないよう、学内での案内にも十分に留意する。また、本申合せを遵守しない事業者のサービスを学内の広報や業務委託等で活用すること、寄付等による資金提供を受け入れることは控えるべきである。

(2) 各大学等における職員採用の対応

企業等への就職・採用活動のみならず、各大学等における職員採用においても、本申合せを踏まえた対応を行う。

(3) 本申合せの周知と対応

各大学等は、本申合せの内容について、学内の教職員はもとより、学生への周知徹底を図るとともに、説明会や研修等を通じて全ての教職員の理解促進に努め、学生に不安と混乱が生じないよう適切に対応する。

また、人材育成の成否が我が国の持続的な発展の基盤形成に強く関わるという視野に立ち、就職問題懇談会から各経済団体等に対して、本申合せの内容の周知・要請を行っているが、各大学等からも企業等へ直接的な要請を行うことは本申合せの趣旨の理解促進に極めて重要であるため、各大学等は主体的に上記に取り組み、一層の周知徹底に努める。

なお、不適切な取組や悪質と思われる事案については、各大学や関係団体、就職問題懇談会等において情報共有し、課題として検討することなどを通じて、大学等全体として、学生の学修環境の確保と就職活動の秩序維持に努める。

(用語解説)

- i 就職問題懇談会において「就職・採用活動の在り方に関する今後の検討に向けた意見のとりまとめ（令和7年8月22日）」を策定し、就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議幹事会（第9回）（令和7年11月19日開催）の場で考え方を説明した。
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou/kanji_dai9/shiryo4.pdf
- ii 広報活動とは、採用を目的として、業界情報、企業情報、新卒求人情報などを学生に対して広く発信していく活動を指す。
開始期日の起点は、自社の採用サイトあるいは求人広告会社やその他就職支援サービス会社の運営するサイト等で学生の登録を受け付けるプレントリーの開始時点（令和9年度卒業・修了予定者は令和9年3月1日）とする。
また、会社説明会などのように、学生が自主的に参加又は不参加を決定することができるイベントは、その後の選考活動に影響しない旨を明示するとともに、学期期間中の平日・日中の実施は控えるなど学生の学業等との両立に十分配慮すること。
開始期日前は、ホームページにおける文字や写真、動画などを活用した情報発信、文書や冊子等の文字情報によるPRなど、不特定多数に向けた情報発信にとどめ、学生情報の取得や学生情報を活用した活動は行わないこと。（広報活動日程を事前に公表することは差し支えない。）
なお、求人広告会社やその他就職支援サービス会社（従来の就職情報会社のみならず、学生の就職支援サービスに関わるすべての民間企業・団体をいう。）は、開始期日の前後を問わず大学の授業・試験期間を十分に配慮したサイト等の運営に留意すること。
- iii 採用選考活動とは、一定の基準に照らして学生を選抜することを目的とした活動を指す。具体的には、選考の意思をもって学生の順位付け又は選抜を行うもの、あるいは、当該活動に参加しないと選考のための次のステップに進めないものであり、こうした活動のうち、時間と場所を特定して行う面接や試験などの活動を指す。
- iv キャンパス課外活動とは、授業・実習等の科目履修以外の課外活動で大学等が認めるもの。部活動、サークル活動、留学フェア、社会連携活動、就職説明会等で各大学等が課外活動として認める活動を指す。大学等の企画により産業界や地域との連携によるキャンパス課外活動としては、例えば、大学等が地域の産業振興を担う企業をはじめとした様々な企業等と連携・協働し、学生向けの業界研究や企業説明会等を実施することや、産学連携によるPBL型のプロジェクトを実施することなどが考えられる。
- v 学修ポートフォリオとは、学生が、学修過程ならびに各種の学修成果（例えば、学修目標・学習計画表とチェックシート、課題達成のために収集した資料や遂行状況、レポート、成績単位取得表など）を長期にわたって収集し、記録したもの。それらを必要に応じて系統的に選択し、学修過程を含めて到達度を評価し、次に取り組むべき課題をみつけてステップア

ップを図るという、学生自身の自己省察を可能とすることにより、自立的な学修をより深化させることを目的とする。従来の到達度評価では測定できない個人能力の質的評価を行うことが意図されているとともに、教員や大学が、組織としての教育の成果を評価する場合にも利用される。

- Ⅵ ディプロマ・サプリメントとは、学生が修得した学位の学修内容やその学修成果を示す「学位証書補足資料」である。進学や就職等のモビリティを円滑に進めるため、学生が取得した学位・資格等の情報について国内外において理解を深め、比較可能にすることを目的としている。